

倶楽部たより

2017.4

つるま法律倶楽部

地元の弁護士・税理士・司法書士による 相続・遺言・家族信託早わかり講座

日 時 4月19日(水) 13:30～16:00

場 所 名古屋市高齢者就業支援センター 4階第2研修室
参加費無料・定員30名

※ご予約いただいた方を優先的にご案内させていただきます。

相続が変わりつつあります。

親の財産はすべて長男が相続し、嫁に行った女性の相続分はゼロ。このような従来型の相続が減り、法定相続分を基準にした遺産分割が増えています。

相続税では2015年から基礎控除の額がそれまでの6割に減少しました。その結果、相続税の申告が必要な人は8割も増加したと言われています。

また最近、家族信託という制度が話題となっており、今年の2月28日のNHK「クローズアップ現代+」でも取り上げられました。この背景には、遺言や成年後見では対応できない家族のニーズがあります。

このたび、つるま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が共同して「相続・遺言・家族信託早わかり講座」を企画しました。4月7日には無料相談会も行います。

是非ご参加ください。(詳細は同封のチラシをお読み下さい)

つるま法律倶楽部・低山歩こう会合同企画 バスツアーのご案内

～世界文化遺産「富士山」周遊観光と富士山眺望の湯～

友人、知人の方(倶楽部会員様以外の方も歓迎です)をお誘いして、お気軽にご参加して下さい。お待ちしております。

日 時: 5月13日(土)～14日(日)

宿泊先: 富士緑の休暇村(山梨県南都留郡鳴沢村)

会 費: 26,000円

集 合: AM7時30分 昭和区御器所通交差点南西(地下鉄5番出入口)

2日目はハイキング、観光、テニスコースを選択できます。

★ 詳細は同封の案内チラシをご覧ください。



第5回・フラワーアレンジメント教室

今年も「ハートでピース」をみんなで造りましょう

・作品は5月9日からの昭和区平和美術展へ出展することもできます。

講 師 内山早智子さん (法律倶楽部会員)

日 時 4月18日(火) 午後6時から午後7時

場 所 法律事務所会議室

花材代 2000円

申 込 花材準備の都合上、4月10日までにお電話下さい。



昨年作品です。

MOCCA (モッカ) コンサートのご案内

2015年1月に、つるま法律倶楽部25周年記念「森からのおくりもの コンサート」で素敵な「森のオカリナ樹・音」と歌を聞かせてくれたMOCCAの二人が、昭和区文化小劇場で5月26日(金)午後7時からコンサートを行います。ぜひ、皆さんと一緒に、当事務所で前売り券を取り扱っています。

ホームページ

www.mocca-web.net

MOCCAの生演奏が始まるや一瞬のうちに、その息づかい、響きがただものでないことに気づかされます。アーティキュレーションは繊細で細部まで行き届き、小さな木の笛の豊かな表現で皆さんを夢の世界へ誘うことでしょう。強く推薦させていただきます。



(弁護士 小島高志)

会員さんからの声

私は、法律倶楽部設立時からの会員です。以前は、法律講座、バスツアー等に参加していましたが、転居してからはつるま通信だけを読む会員でした。

先日職場の知人が、突然逮捕され家族の方から信頼できる弁護士を知らないかと聞かれ、私はすぐに鶴舞総合法律事務所へ電話をしました。夜でしたが、直ぐに先生は警察へ接見へ行ってくれました。

顔見知りの弁護士事務所があることは、心強いことだと思います。以前、倶楽部の行事にも参加し、法律事務所の所員の方と親しくなっていたことも良かったかなと思いました。

(会員 S.T)

新人弁護士紹介

弁護士 廣 田 真 紀

この度、鶴舞総合法律事務所に入所することになりました廣田真紀と申します。

兵庫県宝塚市出身で、2015年同志社大学大学院司法研究科を修了し、司法試験合格後、1年間の司法修習を経て、先日愛知県弁護士会に弁護士登録をしました。生まれてからこれまでずっと関西に居り、名古屋には縁もゆかりもなかったのですが、弁護士として最初の一步を踏み出すにあたって、心機一転、新たな土地で自分を成長させたいと思い立ち、はるばる名古屋にやって参りました。



大学院時代に、租税法及び環境法を専攻したことで、税務や環境問題に興味を抱いています。まずは、一般民事事件、家事事件、刑事事件など身近な法律問題に幅広く対処できるよう研鑽を積み重ね、将来的には税務や環境の分野で専門性を持った弁護士になりたいと思っています。また、事務所で唯一の女性弁護士ということで、離婚やDVなど男性弁護士には相談しがたいような問題も気軽に相談しただけのようにしていきたいと考えています。

まだまだ未熟な面もありますが、地元の方々の助けとなれるよう、日々精進して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新たな弁護士の入所を得ることができ、皆様のご相談、ご依頼に、いっそう幅広く対応してゆけるものと考えています。引きつづき宜しくお願い申し上げます。

弁護士 安 井 一 大

2017年3月3日、婚姻届けを提出しました。

お相手は、昨年5月にご縁あって紹介していただいた方で、二人でいるときはいつも冗談を言っていて笑っています。人との出会いは、どこで、どのような形であるか全く予想できません。生涯の伴侶と巡り合えたことに感謝するとともに、力を合わせ、楽しく生き生きとした家庭を築いていきます。また、より一層気合いを入れて弁護士の仕事をしていく決意です。まだまだ未熟な二人ですが、これからもどうぞよろしくお願いいたします。



共謀罪について

弁護士 安井 一 大

テロ等準備罪と化粧直しをした共謀罪を新設する組織犯罪処罰法改正法案の成立に向けた閣議決定が、2017年3月21日にされました。しかし、共謀罪には以下のような問題点があります。

犯罪が成立するのは、あくまで実行行為（生命・自由・財産等の法益の侵害を惹起する現実的危険性を有する行為）があって、初めて当罰性が認められるのが刑法理論の原則です。しかし、実行行為がなければ、原則的に当罰性はなく、処罰されません。例外的に、特定の重大犯罪については、実行行為の前段階の予備行為や陰謀行為についても当罰性を認めて、独自の犯罪類型が設けられています。ただ、全ての犯罪中、予備罪は40個、陰謀罪は8個と、極めて限定的です。しかし共謀罪は、そのような重大犯罪に限定せず、数百個に上る既存の犯罪を対象としているのです。

例外的な犯罪を成立させるためには、本来、例外的な犯罪を制定させる必要性を基礎づけるだけの立法事実があるはずですが、政府は、国際組織犯罪防止条約を批准するためには共謀罪の成立が必要であると説明します。しかし、同条約の規定上、国内法で共謀罪を処罰する法律がなくても同条約を批准することは可能です。また、オリンピックを開催するために共謀罪の成立が必要だという説明もされますが、そもそもテロは、銃刀法、殺人予備罪等の既存の犯罪で対応できます。

むしろ、共謀の存在を立証するための証拠集めのため、通信傍受やGPS等の捜査が濫用され、国民の監視が強化される危険性があります。

共謀罪は、2003年提出・廃案、2004年提出・廃案、2005年提出・2009年廃案という経過をたどっています。共謀罪が上述のような例外的な犯罪であるにもかかわらず、十分な立法事実もなく、むしろ国民監視を強化する危険性をはらむからです。「結社の組織を準備」したり「協議」する段階で処罰し、戦前に国民監視をした治安維持法を彷彿とさせます。

このような問題点のある共謀罪は、廃案にすべきであると考えます。今般新たに、共謀罪の具体的な内容が明らかになってきました。学ぶ場を広げ、集会、デモなどの反対活動を行うべきです。

以上

★「共謀罪」の創設に反対する緊急統一署名用紙を同封しました。

当事務所で集約しています。宜しくお願いいたします。



2月7日 緊急勉強会
「共謀罪」って私には無関係？…
講師 安井 一大弁護士



3月24日「共謀罪」なんていない
集会・デモに昭和区の皆さんと参加

法律 Q & A

相続人不存在の場合の相続債権者への弁済と特別縁故者の財産分与

Q 相続人がなく死亡した人の遺産はどうなるのでしょうか。
債権者は弁済を受けられるのでしょうか。縁者は財産分与を受けられるのでしょうか。

A

1 【相続人不存在の場合の手続き概観】

選任された相続財産管理人が、相続債権者と受遺者に対して請求の申出をするよう公告等によって促するとともに、相続人の搜索を行い、財産の精算を進めます。

2 【債権者】

債権者が相続財産から弁済を受けるには、所定の期限内に債権の申し出をする必要があります。

3 【特別縁故者】

死亡した方と特別の縁故があったひとは、相続財産の全部または一部の分与を受けることができます。

特別縁故者とは①被相続人と生計を共にしていた者(内縁の妻、事実上の養子、養親、継親子、子の妻等)、に被相続人の療養看護に努めた者(親族、隣人、知人等)、②その他特別の縁故があった者(①②に準ずる程度に密接な交渉があった者等)です。法人も特別縁故者になれます。財産分与を受けるには、相続人搜索期間満了後3か月以内に、家庭裁判所に申立をしなければなりません。

どれだけを分与させるかは裁判所が事情に応じて判断します。

4 【最終的には国に帰属】

以上のような手続きを経てなお残存する相続財産は全て国庫に帰属させられます。

文責 弁護士 小 島 高 志



法律クイズ

時効にかかるのはいつ？

一定期間権利が行使されない場合、その権利を消滅させる制度を消滅時効といいます。

消滅時効にかかる期間は、権利によって異なります。以下の①～⑦は何年で時効にかかるでしょうか。
(1年～10年の間です)

- ① 習い事の月謝代
- ② 友人からの借入れ
- ③ サラ金からの借入れ
- ④ 飲み屋のつけ
- ⑤ NHKの受信料
- ⑥ 診療代
- ⑦ 交通事故の損害賠償請求権



(答えは6頁に記載)

つるま法律倶楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。上記時間外の相談についても対応させていただきます。電話予約の際にお尋ねください。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は電話でもお受けできます。

会員さんに紹介された方も、初回限り30分の無料法律相談が受けられます。

皆様のまわりに、困っていらっしゃる方がおみえでしたら、お気軽につるま法律倶楽部の無料法律相談をご紹介下さい。法律事務所への予約電話の際に「つるま法律倶楽部会員の〇〇さんからの紹介です」と申し出ていただくようお願い下さい。会員さんから直接ご連絡をいただいても結構です。

低山歩こう会

5月13日(土)～14日(日) 世界文化遺産「富士山」周遊観光と富士山眺望の湯
6月11日(日) 局ヶ岳(三重県) 標高1029m
9月3日(日) 下呂御前山(岐阜県) 標高1412m
11月12日(日) 御池岳(三重県) 標高1247m
どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡下さい。詳しい案内をお送りします。



支え合う会 ♪ぴーぷる♪

4月8日(土) AM10時～12時 東山植物園の自然めぐり
詳細は同封の♪ぴーぷる便り♪をお読み下さい。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願いいたします。
尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。

5頁法律クイズの答え

①2年 ②10年 ③5年 ④1年 ⑤5年 ⑥3年 ⑦3年

編集後記

たより編集集中にも共謀罪が閣議決定されました。

森友学園事件で(あるかあらぬか)疑いと呼ぶのは、アベオトモダチファースト(第1主義)の横行を国民が感じとっているからではないか。秘密保護法、戦争法、共謀罪等々、憲法をないがしろにする首相を、これほど延命させる日本とはどういう国なのだろう。

市民と野党が協力してアベオトモダチファーストを変えるしかないのではないのでしょうか。

(T.K)

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地
エスティプラザ御器所4F

TEL(052)852-1220/FAX(052)852-1227